

生駒市条例第 23 号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成 2 年 10 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 14 条第 2 項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された」を削り、「。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第 15 条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 15 条第 1 項ただし書中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、同条第 2 項中「第 7 条第 4 項に規定する」を削り、「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。